

平成29年度（2017年度） 町民税・県民税申告の手引き

町民税・県民税の申告につきましては、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
この手引きを参考にいただき、申告期間内に申告書を提出してください。

申告期間	平成29年2月16日（木）～平成29年3月15日（水）
受付時間	9時～12時、13時～16時 ※混雑状況によって変更となる場合があります。
受付場所	長泉町役場本館2階ラウンジ

◎申告書を提出しなければならない方

(1) 平成29年1月1日現在、長泉町に住所がある方

ただし、次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。

- ① 税務署に所得税の確定申告書を提出された方
- ② 給与所得のみの方で、勤務先から長泉町へ給与支払報告書の提出がある方
(提出の有無は勤務先へ確認してください)

(2) 平成29年1月1日現在、長泉町に住所がない方で長泉町に事業所・家屋敷がある方

※平成28年中無収入であった場合でも所得がなかった旨の申告をしてください。申告をしないと児童扶養手当・公営住宅等の各種申請や所得課税証明書の交付を受けることができなかつたり、国民健康保険税の軽減判定ができないなど支障をきたすことがあります。

◎公的年金等を受給されている方

公的年金等の収入が400万円以下でその他の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要（還付申告は可能）になっていますが、所得税が申告不要の場合でも、公的年金等以外の所得がある場合や「公的年金等の源泉徴収票」に記載のない控除（医療費、生命保険料、扶養の追加など）を受けたい場合などは、必ず町民税・県民税の申告をしてください。

◎申告に必要なもの（平成28年1月1日～平成28年12月31日までの分が対象）

- 印鑑、マイナンバー関連書類（下記参照）
- 営業・不動産・農業などの収入がある方は収入と経費がわかる帳簿・領収書・収支内訳書など
- 給与・年金の収入がある方は、源泉徴収票
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・介護保険料（源泉徴収票に記載がある方は不要）・その他の社会保険料等の領収書・納付証明書・控除証明書
- 生命保険料（一般分・個人年金分・介護医療分）・地震保険料の控除証明書
- 障害者手帳（郵送による申告書提出の場合はコピーを添付してください）
- 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書と保険金など補てんされた金額がわかるもの（医療費の領収書は、事前に集計してください）

◎マイナンバー関連書類について

申告には、マイナンバーの記載と本人確認書類（番号確認書類と身元確認書類）の提示又は写しの添付が必要です。

(1) マイナンバー（12桁）の記載が必要な人

申告者本人、控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者

(2) マイナンバーの確認方法

個人番号カード、通知カード、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（番号の記載のあるもの）

(3) 身元確認書類の提示又は写しの添付が必要な人

申告者本人、家族が代理で来る場合の代理人（代理で来る家族）

(4) 身元確認の方法 ※個人識別事項の記載のあるものに限る

①原則的な身元確認書類（写真付身分証明書等）

運転免許証	特別永住者証明書
運転経歴証明書	税理士証票
旅券	学生証
身体障害者手帳	社員証
精神障害者保健福祉手帳	資格証明書
療育手帳	戦傷病者手証
在留カード	その他の写真付身分証明書
税務署から送付されるプレ印字申告書、プレ印字はがき等	

②原則的な身元確認書類の提示又は写しの添付が困難な場合（写真なし身分証明書等）

国民健康保険証	学生証
健康保険証	社員証
船員保険証	資格証明書
後期高齢者医療被保険者証	国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書
介護保険被保険者証	納税証明書
健康保険日雇特例被保険者証	印鑑登録証明書
共済組合員証（国家公務員・地方公務員）	戸籍の附票の写し
私立学校教職員共済加入者証	住民票の写し又は住民票記載事項証明書
国民年金手帳（基礎年金番号は要マスキング）	母子健康手帳
児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書	源泉徴収票（給与・退職・公的年金等）
保険料控除証明書（生命保険・地震保険）	寄付金受領証明書、寄付金の受領証
小規模企業共済掛金払込証明書	不動産登記事項証明書
上場株式配当等の支払通知書などの支払通知書	
特定口座年間取引報告書・未成年者口座年鑑取引報告書	
その他申告書等に添付された書類で個人識別事項のあるもの	

★郵送での申告について

郵送で申告をする場合は、マイナンバーカードの写し（表面及び裏面）又は通知カード等（住民票又は住民票記載事項証明書）と身元確認書類の写しを同封してください。

また、申告会場は大変混み合います。申告書を記入された方は**郵送での申告**をおすすめします。

申告書にマイナンバー、住所・氏名・フリガナ・生年月日・電話番号・所得や控除等の記入漏れがないことを確認し、押印の上、控除証明書等の必要書類を同封し税務課まで郵送してください。

◎問い合わせ先

〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828番地

長泉町役場税務課住民税チーム

電話 055-989-5506

町民税・県民税申告書の書き方の説明

※現住所・氏名・生年月日・現在の職業・電話番号・世帯主の氏名・マイナンバーは必ず記入してください。

1 所得金額（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）

営業等	製造業、建設業、販売業、飲食業、サービス業、外交員、集金人、大工などから生じる所得
農業	農産物の生産、果樹栽培、農家が兼営する家畜の育成などから生じる所得
不動産	貸家、貸事務所、地代などの賃貸料、不動産貸付の権利金・礼金などの所得
利子	公社債や預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配金に係る所得
配当	株式の配当、証券投資信託の収益の普通分配金、協同組合などの剰余金の分配などの所得 収入金額:源泉徴収税額が差し引かれる前の金額 必要経費:株式を購入したり出資したりするために借り入れた負債に係る利子 なお上場株式等に係る配当（所得税 15.315%、住民税 5%が源泉徴収されたもの）に関しては、申告不要となっていますが申告することもできます。 申告された場合は合計所得金額に算入されますのでご注意ください。 配当割額控除額欄には引き落とされた住民税額を記入してください。
給与	俸給、給料、賃金、歳費、および賞与などの所得（前年中の総支払額で税金などを差し引く前の金額）で、源泉徴収票の添付が必要です。 給与所得金額は、『給与所得金額計算表』で算出してください。 特定支出控除のある方は、所定の明細書及び支出の証明書を添付のうえ申告をしてください。
雑	公的年金等 公的年金（厚生年金・国民年金・各共済組合の年金・恩給（一時恩給除く）等）による収入で源泉徴収票の添付が必要です。 公的年金等の所得金額は、『公的年金等の所得金額計算表』で算出してください。
	その他のもの 互助年金、生命保険契約等に基づく年金、原稿料、講演料、放送謝金、シルバー人材センターからの配分金などによる所得で、他のいずれにも該当しない所得。個人年金などは掛け金を必要経費として差し引くことができます。詳しくは生命保険会社等の支払証明書を参考にしてください。また、原稿料・講演料などは各項目ごとに、必要経費（交通費、資料作成費等）を差し引いてください。
総合課税の譲渡	土地建物以外の資産（営業権、車両、ゴルフ会員権、機械器具など）の譲渡による所得 取得の日以後保有期間が5年以下の場合は短期譲渡所得、5年を超える場合は長期譲渡所得となります。 各資産ごとに収入から必要経費（取得費、譲渡費用）を差し引き、その合計額から特別控除額（上限50万円）を差し引いてください。
一時	生命保険の満期返戻金、懸賞当選金などのような一時的な所得 保険会社等が発行する支払証明書を参考に、各契約ごとに収入（受取金額）から必要経費（掛け金）を差し引き、その合計額から特別控除額（上限50万円）を差し引いてください。

○給与所得金額計算表

給与収入金額	給与所得金額
～ 651,000円未満	0円
651,000円以上 ～ 1,619,000円未満	収入金額 - 650,000円
1,619,000円以上 ～ 1,620,000円未満	969,000円
1,620,000円以上 ～ 1,622,000円未満	970,000円
1,622,000円以上 ～ 1,624,000円未満	972,000円
1,624,000円以上 ～ 1,628,000円未満	974,000円
1,628,000円以上 ～ 1,800,000円未満	収入金額* × 60%
1,800,000円以上 ～ 3,600,000円未満	収入金額* × 70% - 180,000円
3,600,000円以上 ～ 6,600,000円未満	収入金額* × 80% - 540,000円
6,600,000円以上 ～ 10,000,000円未満	収入金額 × 90% - 1,200,000円
10,000,000円以上 ～ 12,000,000円未満	収入金額 × 95% - 1,700,000円
12,000,000円以上 ～	収入金額 - 2,300,000円

※表のうち、*印の欄については、給与収入金額を4000で割り、小数点以下を切り捨てた額に4000を乗じた額を給与収入金額として計算します。

○公的年金等の所得金額計算表

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計	公的年金等の所得金額
65歳未満 (昭和27年1月2日以後生まれ)	130万円未満	収入金額 - 700,000円
	130万円以上410万円未満	収入金額 × 0.75 - 375,000円
	410万円以上770万円未満	収入金額 × 0.85 - 785,000円
	770万円以上	収入金額 × 0.95 - 1,555,000円
65歳以上 (昭和27年1月1日以前生まれ)	330万円未満	収入金額 - 1,200,000円
	330万円以上410万円未満	収入金額 × 0.75 - 375,000円
	410万円以上770万円未満	収入金額 × 0.85 - 785,000円
	770万円以上	収入金額 × 0.95 - 1,555,000円

※計算上、マイナスが出れば 0円になります。

※遺族年金・障害年金等は非課税所得ですので金額には含めないでください。

2 所得から差し引かれる金額

雑損控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族（総所得金額等が 38万円以下）が平成 28年中に災害・盗難・横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合に控除されます。</p> <p>※証明書等添付</p> <p>①（損失額－保険金等による補てん額）－（総所得金額等の合計額 × 10%）</p> <p>② 災害関連支出の金額－5万円</p> <p>①か②のいずれか多い方の金額</p>
医療費控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために平成28年中に医療費を支払った場合。※領収書等添付 ※控除の限度額は200万円</p> <p>控除額 = （支払った医療費の額－保険金等で補てんされる額）</p> <p>－（10万円又は総所得金額等の合計額の 5%のいずれか少ない方の金額）</p>

社会保険料控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために平成28年中に支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、その他の社会保険料等がある場合に全額控除されます。※領収書等提示（国民年金保険料は証明書等の添付が必要です）</p> <p><u>※配偶者やその他の親族の年金から差し引かれた国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料や給与から差し引かれた社会保険料は控除対象外となります。</u></p>																				
小規模企業共済等掛金控除	<p>あなたが平成28年中に支払った小規模企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法に基づく年金加入者掛金がある場合に全額控除されます。</p> <p>※支払った掛金額の証明書添付</p>																				
生命保険料控除	<p>あなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を平成28年中に支払った場合、支払った保険料を一般分、個人年金分、介護医療分に区分して計算し合計します。（合計の限度額 70,000円）</p> <p>平成23年12月31日以前に締結した保険契約等は、下記の旧契約の表で計算し、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等と介護医療保険料は下記の新契約の表で計算します。</p> <p>※控除証明書を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新契約の一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料：すべてのもの ・旧契約の一般生命保険料：一契約 9,000円を超えるもの <p>◆新契約（平成24年1月1日以後締結分・介護医療分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払った保険料の金額 × 1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払った保険料の金額 × 1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>一律 28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆旧契約（平成23年12月31日以前締結分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払った保険料の金額 × 1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払った保険料の金額 × 1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>一律 35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※合計適用限度額は、70,000円です。一般の生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、それぞれ上記のとおり計算した合計額（上限 28,000円）が控除額となります。</p>	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	12,000円以下	支払った保険料の金額	12,001円～32,000円	支払った保険料の金額 × 1/2 + 6,000円	32,001円～56,000円	支払った保険料の金額 × 1/4 + 14,000円	56,001円以上	一律 28,000円	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	15,000円以下	支払った保険料の金額	15,001円～40,000円	支払った保険料の金額 × 1/2 + 7,500円	40,001円～70,000円	支払った保険料の金額 × 1/4 + 17,500円	70,001円以上	一律 35,000円
支払った保険料の金額	生命保険料控除額																				
12,000円以下	支払った保険料の金額																				
12,001円～32,000円	支払った保険料の金額 × 1/2 + 6,000円																				
32,001円～56,000円	支払った保険料の金額 × 1/4 + 14,000円																				
56,001円以上	一律 28,000円																				
支払った保険料の金額	生命保険料控除額																				
15,000円以下	支払った保険料の金額																				
15,001円～40,000円	支払った保険料の金額 × 1/2 + 7,500円																				
40,001円～70,000円	支払った保険料の金額 × 1/4 + 17,500円																				
70,001円以上	一律 35,000円																				

↓生命保険料控除計算表

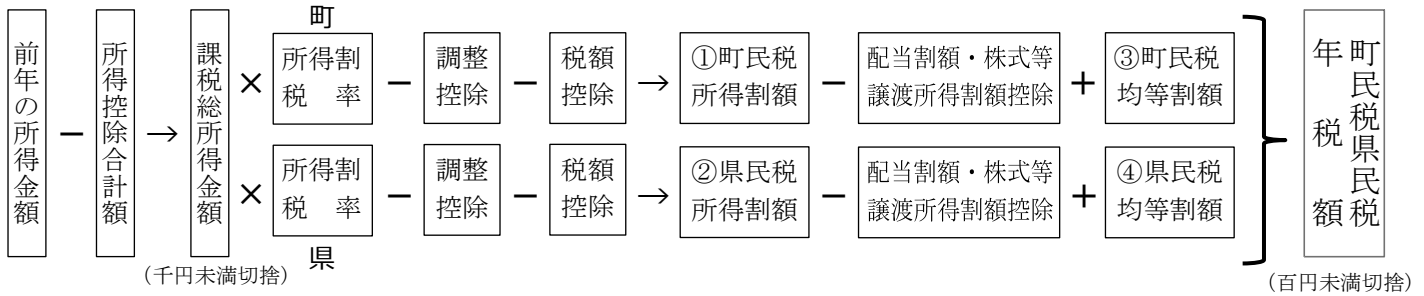
一般	新保険料を上記の新契約の表で計算した金額	(最高 28,000円) ① 円	計 (①+②)	(最高 28,000円) ③ 円
	旧保険料を上記の旧契約の表で計算した金額	(最高 35,000円) ② 円	②と③の 大きい方金額	④ 円
個人年金	新保険料を上記の新契約の表で計算した金額	(最高 28,000円) ③ 円	計 (④+⑤)	(最高 28,000円) ⑥ 円
	旧保険料を上記の旧契約の表で計算した金額	(最高 35,000円) ④ 円	⑤と⑥の 大きい方の金額	⑦ 円
介護医療	保険料を上記の新契約の表で計算した金額			(最高 28,000円) ⑧ 円
※生命保険料を一般分、個人年金分、介護医療分に分けてこの表で計算し、⑧の金額を申告書に記入してください。		生命保険料控除額 (①+④+⑦) (最高 70,000円)		⑨ 円

地震保険料控除	<p>あなたが火災保険・損害保険契約等の地震損害部分について平成28年中に支払った保険料がある場合に控除されます。※証明書添付</p> <p>短期損害保険料控除は廃止されましたが、次のすべての条件にあてはまる長期損害保険契約に基づいて平成28年中に支払った保険料がある場合には経過措置があります。</p> <p>※経過措置の対象となる旧長期損害保険料</p> <p>①平成18年12月31日までに締結した契約</p> <p>②満期返戻金のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約</p> <p>③平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の契約を変更していないもの</p>																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険料金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>50,000円以下</td> <td>地震保険料の金額 × 1/2</td> </tr> <tr> <td>地震保険料整除</td> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>5,000円以下</td> <td>保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>旧長期損害保険料</td> <td>5,001円から15,000円まで</td> <td>保険料の金額 × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>(経過措置に該当)</td> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>AとBの両方</td> <td></td> <td>A及びBで求めた金額の合計 限度額 25,000円</td> </tr> </tbody> </table>		保険料金額	控除額	A	50,000円以下	地震保険料の金額 × 1/2	地震保険料整除	50,001円以上	25,000円	B	5,000円以下	保険料の金額	旧長期損害保険料	5,001円から15,000円まで	保険料の金額 × 1/2 + 2,500円	(経過措置に該当)	15,001円以上	10,000円	AとBの両方		A及びBで求めた金額の合計 限度額 25,000円
		保険料金額	控除額																				
	A	50,000円以下	地震保険料の金額 × 1/2																				
	地震保険料整除	50,001円以上	25,000円																				
	B	5,000円以下	保険料の金額																				
	旧長期損害保険料	5,001円から15,000円まで	保険料の金額 × 1/2 + 2,500円																				
(経過措置に該当)	15,001円以上	10,000円																					
AとBの両方		A及びBで求めた金額の合計 限度額 25,000円																					
<p>※長期損害保険契約が地震保険料控除の損害保険契約に該当するときは、いずれか一方の保険料のみが控除対象となります。</p>																							
配偶者控除	<p>あなたと生計を一にする配偶者の平成28年中の合計所得金額が38万円以下の場合に控除されます。(他の所得者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専従者を除く)</p>																						
	区分	控除額 該当者																					
	一般配偶者	330,000円 下記以外の方																					
老人配偶者	380,000円 昭和22年1月1日以前に生まれた方(満70歳以上)																						
<p>障害者に該当する場合は、障害者控除の欄を参照。</p> <p>※配偶者のマイナンバーを記入してください。</p>																							
配偶者特別控除	<p>あなたの平成28年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円を超え76万円未満の場合に控除されます(他の所得者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専従者を除く)。</p> <p>※配偶者のマイナンバーを記入してください。</p>																						
扶養控除	<p>あなたと生計を一にする親族のうち、平成28年中の合計所得金額が38万円以下の方がいる場合に控除されます。(他の所得者の扶養親族とされている方、16歳未満の扶養親族、青色専従者、白色専従者を除く)</p>																						
	区分	控除額 該当者																					
	一般扶養親族	330,000円 平成13年1月1日以前に生まれた方で下記に該当する方を除く																					
	特定扶養親族	450,000円 平成6年1月2日から平成10年1月1日までに生まれた方																					
	老人扶養親族	380,000円 昭和22年1月1日以前に生まれた方(満70歳以上)																					
同居老親等	450,000円 老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母等で同居している方																						
<p>障害者に該当する場合は、障害者控除の欄を参照。</p> <p>※被扶養者のマイナンバーを記入してください。</p>																							
16歳未満の扶養親族	<p>あなたと生計を一にする親族のうち、平成13年1月2日以後に生まれた方で、平成28年中の合計所得金額が38万円以下の場合。</p> <p>(他の所得者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専従者を除く)</p> <p>※平成24年度から16歳未満の方の扶養控除は廃止になりました。ただし、町民税・県民税の非課税の判定等に必要となります。また、障害者である場合、障害者控除の対象となります。障害者控除については、障害者控除の欄を参照。</p>																						

障害者控除		あなたの控除対象配偶者、その他の扶養親族が障害者である場合に控除されます。	
		①普通障害	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級、精神障害者保健福祉手帳2級以下など 260,000円
		②特別障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級など 300,000円
		③居特別障害	特別障害のうち、あなたやあなたと生計を一にする親族のいずれかと同居している方 530,000円
※手帳の提示が必要です。郵送の場合はコピーを同封してください。			
本人控除	寡婦控除	①	あなたが夫と死別・離婚した後再婚していない（または夫の生死が不明な）方で、扶養親族がある場合 260,000円
		②	あなたが夫と死別した後再婚していない（または夫の生死が不明な）方で、合計所得金額が500万円以下の場合 260,000円
		③	上記①のうち、扶養親族が子であり、かつ平成28年中の合計所得金額が500万円以下の場合（特別寡婦） 300,000円
	寡夫控除	あなたが妻と死別・離婚した後再婚していない（または妻の生死が不明な）方で、生計を一にする子（総所得金額等が38万円以下）がおり、かつ平成28年中の合計所得金額が500万円以下である場合 260,000円	
	障害者控除	あなたが上記障害者控除欄の①②と同じである場合。	
勤労学生控除	あなたが学生・生徒で平成28年中の合計所得金額が65万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下である場合。※学生証等の証明書の添付が必要です（郵送時はコピーを添付）。 260,000円		

3 税額の計算方法、税率

町民税・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。均等割額は定額で、所得割額は前年中の所得金額に応じて次の図式によって計算します。



《町民税・県民税の税率》

(1) 均等割

平成 26 年度から平成 35 年度まで、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、町民税・県民税にそれぞれ 500 円が加算されます。また、森づくり県民税が延長され、平成 28 年度から平成 32 年度まで県民税に 400 円が加算されます。

町民税 3,500 円

県民税 1,900 円

(2) 所得割

$$\text{課税総所得金額} \times \text{税率} = \text{所得割額} \quad \text{町民税率} \quad 6\% \quad \text{県民税率} \quad 4\%$$

《税額控除》

○配当所得（利益、配当等）に対する税額控除率

課税総所得金額	町民税	県民税
1,000 万円以下	1. 6 %	1. 2 %
1,000 万円を超える 場合その超える部分	0. 8 %	0. 6 %

配当所得金額×税額控除率＝配当控除額
 私募証券投資信託等の場合は率が異なります。

○住宅借入金等特別税額控除

(1) 対象者

平成 11 年から平成 18 年まで、または平成 21 年から平成 33 年までに入居し、所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けている方のうち、所得税から控除しきれない額がある方（平成 19 年・20 年に入居した方は対象外）

(2) 控除される金額

① 平成 26 年 3 月までの間に入居された方

控除額＝次の (ア) (イ) のいずれか少ない金額（最高 97,500 円）

(ア) 所得税から引ききれなかった住宅借入金等特別控除可能額

(イ) (所得税の課税総所得金額・課税退職所得金額・課税山林所得金額) × 5%

② 平成 26 年 4 月から平成 28 年 12 月までの間に入居された方

控除額＝次の (ア) (イ) のいずれか少ない金額（最高 136,500 円）

(ア) 所得税から引ききれなかった住宅借入金等特別控除可能額

(イ) (所得税の課税総所得金額・課税退職所得金額・課税山林所得金額) × 7%

ただし、消費税等の税率が 5%であれば限度額は 97,500 円となります。

※年末調整や確定申告をされると申告は不要です。

○寄付金税額控除

控除額＝①と②の合計額

- ① 基本分 町民税分（寄附金額－2千円）×6%
 県民税分（寄附金額－2千円）×4%
- ② 特例分 （寄附金額－2千円）×（90%－所得税の税率（復興特別所得税を含む））
 町民税分：上記金額の3/5
 県民税分：上記金額の2/5

※②は地方公共団体等へ寄附した場合のみで、所得割額の20%が上限

《配当割額・株式等譲渡所得割額控除》

配当割額・株式等譲渡所得割額に対して、町民税は3/5を、県民税は2/5を乗じたものをそれぞれの所得割から控除します。

《調整控除》

平成19年度から、税源移譲に伴い生じる所得税の人的控除額（基礎控除、扶養控除など）の差に基づく税負担増を調整するため、住民税所得割額から一定の額を控除します。

- (1) 合計課税所得金額が200万円以下の場合

次の①②のいずれか少ない金額の5%（町民税3%、県民税2%）を控除

- ① 人的控除額の差の合計額
 ② 合計課税所得金額

- (2) 合計課税所得金額が200万円超の場合

（人的控除額の差の合計額－（合計課税所得金額－200万円））の5%（町民税3%、県民税2%）を控除

※この金額が2,500円未満の場合は2,500円とします。

（注）「合計課税所得金額」とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額で、課税長期譲渡所得金額等の分離課税に係る課税所得金額は含まれません。

所得税と住民税の人的控除額

単位：円

所得控除		所得税	住民税	差額
配偶者控除	一般配偶者	380,000	330,000	50,000
	老人配偶者	480,000	380,000	100,000
配偶者特別控除	38万円超40万円未満	380,000	330,000	50,000
	40万円以上45万円未満	360,000	330,000	30,000
扶養控除	一般扶養	380,000	330,000	50,000
	特定扶養	630,000	450,000	180,000
	老人扶養	480,000	380,000	100,000
	同居老親等	580,000	450,000	130,000
障害者控除	普通障害	270,000	260,000	10,000
	特別障害	400,000	300,000	100,000
	同居特別障害	750,000	530,000	220,000
寡婦控除	一般寡婦	270,000	260,000	10,000
	特別寡婦	350,000	300,000	50,000
寡夫控除		270,000	260,000	10,000
勤労学生控除		270,000	260,000	10,000
基礎控除		380,000	330,000	50,000